

平成30年 7月20日

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会  
専務理事 山内 信幸 様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
東京都地方協議会 事務局

「適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解と  
ご協力へのお願い」の周知の実施について（報告）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」の運営につき、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月23日に開催いたしました第9回地方協議会におきまして、4省庁連名で、「トラック運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力のお願い」と題した依頼文書を荷主企業あてに送付した旨ご報告いたしました。

今般、全国の関係団体及びその団体の会員企業に対し、別添のとおり同様の趣旨の協力依頼文書を厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会、公益社団法人全日本トラック協会の6省庁等の連名にて送付しましたので、お知らせ致します。

引き続き、トラック輸送に関する適正取引の推進及び長時間労働の是正に係る周知を行ってまいりますので、よろしくお願い致します。

#### 連絡先

関東運輸局東京運輸支局輸送担当	柳瀬・青木	Tel : 03-3458-9233
東京労働局労働基準部監督課	福島・野田	Tel : 03-3512-1612
東京都トラック協会	山崎・神戸	Tel : 03-3359-6283

平成30年6月

荷主関係団体 各位

厚生労働省  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会  
(公社)全日本トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年8月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年11月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、適正な運賃・料金を收受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

- |                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| ○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課      | Tel: 03-5253-1111 (内線 5389)   |
| ○農林水産省 食料産業局 食品流通課        | Tel: 03-3502-8111 (内線 4324)   |
| ○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室  | Tel: 03-3501-0092 (直)         |
| ○経済産業省 中小企業庁 取引課          | Tel: 03-3501-1669 (直)         |
| ○国土交通省 自動車局 貨物課           | Tel: 03-5253-8111 (内線 41-333) |
| ○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 | Tel: 03-3581-3375 (直)         |
| ○(公社)全日本トラック協会 企画部        | Tel: 03-3354-1037 (直)         |

平成30年6月

荷主企業 各位

厚生労働省  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会  
(公社)全日本トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年8月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年11月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因としてこの告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

つきましては、これらのリーフレット等を送付致しますので、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| ○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課     | Tel: 03-5253-1111 (内線 5389)   |
| ○農林水産省 食料産業局 食品流通課       | Tel: 03-3502-8111 (内線 4324)   |
| ○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 | Tel: 03-3501-0092 (直)         |
| ○経済産業省 中小企業庁 取引課         | Tel: 03-3501-1669 (直)         |
| ○国土交通省 自動車局 貨物課          | Tel: 03-5253-8111 (内線 41-333) |
| ○公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課 | Tel: 03-3581-3375 (直)         |
| ○(公社)全日本トラック協会 企画部       | Tel: 03-3354-1037 (直)         |